

2020年1月

会員の皆さま

株式会社ビューカード

ビュー法人カード会員規約改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび海外取引に関する事務処理費用の改定及び民法の改正に伴い、2020年4月1日よりビュー法人カード会員規約を下記の通り改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき、内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
<p>第1条（会員資格及びカード使用者）</p> <p>1 法人会員（以下「会員」といいます。）とは、本規約を承認のうえで、<u>本規約を承認した連帯保証人を立てて</u>、株式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）にビュー法人カード（以下「カード」といいます。）の入会申込みをされ、当社が入会を認めた法人をいいます。</p> <p>2 カード使用者とは、本規約を承認し会員により指定された会員の役員</p>	<p>第1条（会員資格及びカード使用者）</p> <p>1 法人会員（以下「会員」といいます。）とは、本規約を承認のうえで、株式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）にビュー法人カード（以下「カード」といいます。）の入会申込みをされ、当社が入会を認めた法人をいいます。</p> <p>2 カード使用者とは、本規約を承認し会員により指定された会員の役員</p>

又は従業員で、会員が当社にカード使用を申込み、当社が認めた方をいいます。

3 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時の確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会をお断りし、又はカードの利用をお断りすることがあります。

4 会員（会員の役員・従業員等又は会員を実質的に支配しもしくは経営に影響力を行使できる者を含む）、カード使用者 及び連帯保証人 は、次の各号を確約します。

(1) 現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業に属する者
- ⑤総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑥その他①から⑤に準ずる者

(2) 自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないこと。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為

又は従業員で、会員が当社にカード使用を申込み、当社が認めた方をいいます。

3 会員又はカード使用者と当社の契約は、当社が審査の上、会員又はカード使用者としての適格を認めたときに成立します。

4 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時の確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会をお断りし、又はカードの利用をお断りすることがあります。

5 会員（会員の役員・従業員等又は会員を実質的に支配しもしくは経営に影響力を行使できる者を含む） 及び カード使用者は、次の各号を確約します。

(1) 現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業に属する者
- ⑤総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ⑥その他①から⑤に準ずる者

(2) 自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないこと。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他①から④に準ずる行為

第2条（適用対象）

本規約は、会員、カード使用者 及び連帯保証人 に適用があります。本規約は、更新後のカードについても適用があります。ただし、本規約が変更された場合には第24条に従います。

第4条（連帯責任）

1 会員の連帯保証人は、本規約に基づく一切の当社に対する会員の債務について、会員と連帯して債務履行の責任を負うものとします。

2 会員は、本規約を承認し、かつ当社が認める者に連帯保証人を変更することができます。この場合、当社所定の手続きに従って行うものとし、新しい連帯保証人は旧来の連帯保証人が負う責任の一切を引き継ぐものとします。

3 カード使用者は、自己に貸与されたカードの利用に基づく会員の債務について、会員と連帯して責任を負うものとします。

第9条（カードの利用）

4 会員及びカード使用者は、カードの利用により生じた加盟店の会員に対する債権の任意な時期及び方法による譲渡について次のいずれの場

- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他①から④に準ずる行為

第2条（適用対象）

本規約は、会員 及び カード使用者に適用があります。本規約は、更新後のカードについても適用があります。ただし、本規約が変更された場合には第24条に従います。

第4条（連帯責任）

カード使用者は、自己に貸与されたカードの利用に基づく会員の債務について、会員と連帯して責任を負うものとします。

第9条（カードの利用）

4 会員及びカード使用者は、カードの利用により生じた加盟店の会員に対する債権の任意な時期及び方法による譲渡について次のいずれの場

合についてもあらかじめ承認するものとします。また債権譲渡について加盟店・クレジットカード会社・金融機関等は会員及びカード利用者への通知又は承認の請求を省略するものとします。

- (1) 加盟店が当社に譲渡すること。
- (2) 加盟店が当社と提携したクレジットカード会社・金融機関等に譲渡した債権をさらに当社に譲渡すること。
- (3) 加盟店がV i s aに加盟するクレジットカード会社・金融機関等に譲渡した債権をV i s aから当社が提携するクレジットカード会社・金融機関等に譲渡し、さらに当社に譲渡すること。

5 会員及びカード使用者は、前項の加盟店が立替払契約の場合、当社を通じて当社と提携したクレジットカード会社及びV i s aに加盟するクレジットカード会社が、加盟店に対して立替払いすることを委託するものとします。

6 会員及びカード使用者は売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きによりカードの利用ができます場合があります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員及びカード使用者は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

7 会員及びカード使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービ

合についてもあらかじめ承認するものとします。また債権譲渡について加盟店・クレジットカード会社・金融機関等は会員及びカード利用者への通知又は承認の請求を省略するものとします。

- (1) 加盟店が当社に譲渡すること。
- (2) 加盟店が当社と提携したクレジットカード会社・金融機関等に譲渡した債権をさらに当社に譲渡すること。
- (3) 加盟店がV i s aに加盟するクレジットカード会社・金融機関等に譲渡した債権をV i s aから当社が提携するクレジットカード会社・金融機関等に譲渡し、さらに当社に譲渡すること。

5 会員及びカード使用者は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、または将来有することになる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、弁済の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また、契約の不成立、不存在を主張しません。

6 会員及びカード使用者は、前項の加盟店が立替払契約の場合、当社を通じて当社と提携したクレジットカード会社及びV i s aに加盟するクレジットカード会社が、加盟店に対して立替払いすることを委託するものとします。

7 会員及びカード使用者は売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、所定の手続きによりカードの利用ができます場合があります。なお、通信販売等当社が特に認めた場合には、会員及びカード使用者は当社が指定する方法に従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

8 会員及びカード使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービ

ス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、カードを利用することができます。この場合において、カード番号や有効期限等に変更があったとき、退会その他の事由による会員資格の喪失等によりカードが無効になったときは、会員及びカード使用者自ら加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員及びカード使用者が負担するものとし、当該加盟店の要請によりカード情報の変更情報等を当社が加盟店に通知することがあることを、会員及びカード使用者はあらかじめ承諾するものとし、

8 カードショッピングが外国通貨建ての場合、V i s aで決済処理を行った時点での所定レートに、海外取引に関する事務処理費用として

1. 63%を加算したレートで、円貨に換算した金額のお支払いとなります。

9 会員及びカード使用者が当社が指定した箇所、支払方法又は用途以外の利用をした場合で、第4項により当社が債権譲渡を受けた場合には、第11条に定める方法によりご利用代金を請求するものとし、

10 会員及びカード使用者のお支払い実績などを勘案し、当社は会員及びカード使用者に通知することなくカードの利用をお断りする場合があります。

11 会員及びカード使用者は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入又は役務の提供等にカードを利用することはできません。

第15条（商品の引取り及び評価・充当）

1 会員若しくはカード使用者について第21条及び第22条のいずれ

ス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、カードを利用することができます。この場合において、カード番号や有効期限等に変更があったとき、退会その他の事由による会員資格の喪失等によりカードが無効になったときは、会員及びカード使用者自ら加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員及びカード使用者が負担するものとし、当該加盟店の要請によりカード情報の変更情報等を当社が加盟店に通知することがあることを、会員及びカード使用者はあらかじめ承諾するものとし、

9 カードショッピングが外国通貨建ての場合、V i s aで決済処理を行った時点での所定レートに、海外取引に関する事務処理費用として**所定**

の手数料率を加算したレートで、円貨に換算した金額のお支払いとなります。

10 会員及びカード使用者が当社が指定した箇所、支払方法又は用途以外の利用をした場合で、第4項により当社が債権譲渡を受けた場合には、第11条に定める方法によりご利用代金を請求するものとし、

11 会員及びカード使用者のお支払い実績などを勘案し、当社は会員及びカード使用者に通知することなくカードの利用をお断りする場合があります。

12 会員及びカード使用者は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入又は役務の提供等にカードを利用することはできません。

第15条（商品の引取り及び評価・充当）

1 会員若しくはカード使用者について第21条及び第22条のいずれ

かの規定が適用されたとき 又は連帯保証人について第21条第3項及び第4項のいずれかの規定が適用されたときは、当社は留保した所有権に基づき乗車券類等及び商品を引き取ることができるものとします。

第21条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却）

3 当社は、会員、カード使用者 又は連帯保証人（以下「会員等」といいます。）が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして会員資格を喪失させることができるものとします。当社からカードの返却を求められたときは、会員又は当該カード使用者はこれに応じるものとします。

- (1) 第22条に該当したとき。
- (2) 当社に対する会員等の本規約に基づく債務以外の債務につき不履行があったとき、又は虚偽の申告があったとき。
- (3) 会員等の信用状態が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (5) 第20条に違反する等、会員等の責に帰すべき事由により会員又はカード使用者の所在が不明となり、当社からの会員等への連絡が不可能であると判断したとき。
- (6) 会員等が第1条第4項（1）①から⑥のいずれかであると判明したとき。
- (7) 会員等が第1条第4項（2）①から⑤のいずれかの行為を行ったと

かの規定が適用されたとき、当社は留保した所有権に基づき乗車券類等及び商品を引き取ることができるものとします。

第21条（退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却）

3 当社は、会員 又はカード使用者（以下「会員等」といいます。）が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告なくして会員資格を喪失させることができるものとします。当社からカードの返却を求められたときは、会員又は当該カード使用者はこれに応じるものとします。

- (1) 第22条に該当したとき。
- (2) 当社に対する会員等の本規約に基づく債務以外の債務につき不履行があったとき、又は虚偽の申告があったとき。
- (3) 会員等の信用状態が著しく悪化し、又は悪化するおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) 本申込み及びカード利用につき、虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (5) 第20条に違反する等、会員等の責に帰すべき事由により会員又はカード使用者の所在が不明となり、当社からの会員等への連絡が不可能であると判断したとき。
- (6) 会員等が第1条第5項（1）①から⑥のいずれかであると判明したとき。
- (7) 会員等が第1条第5項（2）①から⑤のいずれかの行為を行ったと

き。

(8) その他カードの利用状況が適切でない、又は信義に反すると認められるとき。

4 当社は、会員等が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当した場合には、会員又はカード使用者に通知することなくカードの利用を停止、利用可能枠の変更等の処置をすることができるものとします。当社からカードの返却、一時預かりを求められたときは、会員又はカード使用者はこれに応じるものとします。

(1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断したとき。

(2) 会員等が第1条第4項(1)①から⑥のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めたとき。

(3) 会員等が第1条第4項(2)①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当社が認めたとき。

第24条(規約の変更)

1 当社は、本規約について必要に応じて変更する場合があります。

2 当社は、本規約を変更する場合は、あらかじめ会員にその旨を通知又は告知し、会員はカード使用者に変更事項を周知するものとします。会員又はカード使用者がその後にカードをご利用された場合は、会員及びカード使用者は変更事項を承認されたものとみなされ、変更後の内容のみが適用されます。

き。

(8) その他カードの利用状況が適切でない、又は信義に反すると認められるとき。

4 当社は、会員等が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当した場合には、会員又はカード使用者に通知することなくカードの利用を停止、利用可能枠の変更等の処置をすることができるものとします。当社からカードの返却、一時預かりを求められたときは、会員又はカード使用者はこれに応じるものとします。

(1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審であると判断したとき。

(2) 会員等が第1条第5項(1)①から⑥のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めたとき。

(3) 会員等が第1条第5項(2)①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあると当社が認めたとき。

第24条(規約の変更)

1 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約及び付随する特約を第2項に定める方法により変更することができます。

(1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき

(2) 変更の内容が本規約及び付随する特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2 前項に基づく変更に当たっては、当社は、効力発生日を定めた上で、

本規約及び付随する特約を変更する旨、並びに変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページにおいて効力発生日の 60 日前までに周知します。

第 27 条（合意管轄裁判所）

会員、カード使用者及び連帯保証人は、本規約について紛争が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第 1 条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1 カード使用者及び会員の入会申込みにあたりカード使用を申し込まれた方ならびに連絡担当者及び会員の入会申込みにあたり連絡担当者として指定された方ならびに連帯保証人（以下、これらを併せて「カード使用者等」といいます。）は、下表に示す利用目的のため、会員等の以下の i)～vi) の情報を当社が必要な保護措置を講じた上で収集、利用することに同意します。

企業名	利用目的	利用情報	連絡先等
株式会社ビューカード http://www.jreast.co.jp/card/	①与信判断、与信後の管理、債権の回収	i) ii) iii) iv) v) vi)	東京都品川区大崎 1-5-1
	②カードの機能、カード付帯サービス、特典	i) ii) iii)	ビューカードセンター (法人)

第 27 条（合意管轄裁判所）

会員及びカード使用者は、本規約について紛争が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第 1 条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1 カード使用者及び会員の入会申込みにあたりカード使用を申し込まれた方並びに連絡担当者及び会員の入会申込みにあたり連絡担当者として指定された方（以下、これらを併せて「カード使用者等」といいます。）は、下表に示す利用目的のため、会員等の以下の i)～vi) の情報を当社が必要な保護措置を講じた上で収集、利用することに同意します。

企業名	利用目的	利用情報	連絡先等
株式会社ビューカード http://www.jreast.co.jp/card/	①与信判断、与信後の管理、債権の回収	i) ii) iii) iv) v) vi)	東京都品川区大崎 1-5-1
	②カードの機能、カード付帯サービス、特典	i) ii) iii)	ビューカードセンター (法人)

	等の提供		TEL03-6685-7600		等の提供		TEL03-6685-7600
	③市場調査、商品開発	i) ii) iii)			③市場調査、商品開発	i) ii) iii)	
	④金融業等当社が営む事業（当社の具体的な事業内容については当社所定の方法[当社ホームページ等]によってお知らせします）における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、 <u>ならびに</u> クレジットカード事業における加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内	i) ii) iii)			④金融業等当社が営む事業（当社の具体的な事業内容については当社所定の方法[当社ホームページ等]によってお知らせします）における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、 <u>並びに</u> クレジットカード事業における加盟店等の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内	i) ii) iii)	

第3条（個人情報の取扱いに関する不同意）

当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。ただし、第1条第1項表中「利用目的④及び⑥」に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第3条（個人情報の取扱いに関する不同意）

当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承諾できない場合は、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。ただし、第1条第1項表中「利用目的④及び⑥」に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。